

加入金等における消費税法改正に伴う対応について

1. 消費税法改正への対応

国において、平成 26 年 4 月 1 日から消費税法改正(税率 5%→8%)が施行されることに伴い、加入金及び給水装置工事に係る手数料についても、次のとおり料金改正されます。

① 加入金

平成26年3月31日迄

口径	金額(円) 税抜き	金額(円) 税込み(5%)
φ 13mm	30,000	31,500
φ 20mm	70,000	73,500
φ 25mm	150,000	157,500
φ 40mm	530,000	556,500
φ 50mm	970,000	1,018,500
φ 75mm	2,850,000	2,992,500
φ 100mm	6,100,000	6,405,000
φ 150mm	16,500,000	17,325,000
φ 200mm	31,000,000	32,550,000
φ 250mm	55,000,000	57,750,000

平成26年4月1日以降

金額(円) 税込み(8%)
32,400
75,600
162,000
572,400
1,047,600
3,078,000
6,588,000
17,820,000
33,480,000
59,400,000

消費税法改正

② 給水装置工事に係る手数料改定

道路占用許可申請	4,600	4,830
断水費	18,000	18,900

4,968
19,440

※料金改正対象外の手数料(非課税)

設計審査料	5,300	5,300
検査料	2,600	2,600
井水検査料	3,900	3,900
前受水道料金	φ 13mm	19,200 (特例 9,600)
	φ 20mm	31,200 (特例 15,600)
	φ 25mm	90,000 (特例 45,000)
	φ 40mm	163,200 (特例 81,600)
	φ 50mm以上	418,800 (特例 209,400)

5,300
2,600
3,900
19,200 (9,600)
31,200 (15,600)
90,000 (45,000)
163,200 (81,600)
418,800 (209,400)

変更なし

2. 現行税率(5%)での給水装置工事申し込みについて

平成 26 年 3 月 31 日までに所管の保全事務所にて、給水装置工事の届出を受理されたものについては、現行税率(5%)での納付書を発行しますので、納付期限内での納付をお願いします。